

私たちの“食料主権”か、 モンサントの資本の論理か？

地球上に70億人以上の人々が住み、温暖化ガスの排出による地球の温度が産業革命時より1.5~2.0度上昇した場合の気候の異常なまでの変化と生物多様性の危機が叫ばれている中、“水”と“食料”の危機が指摘されています。

食糧・農業に対する国際的動きとしては、“国連の「家族農業の10年」(2017・12/20)”“小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言(2018・10/30日本は採択を棄権)”が出されました。これまでの「大規模化」「法人化」し「近代的な技術・資本」を投下し「経営の効率化」の農業では地球上の課題を解決できないことが明らかに。パラダイムの大きな転換が求められています。



世界中の5億7000万の農場のうち5億以上が家族農家で、世界の食料の70%を生産している。しかるに世界の貧困・飢餓人口の80%が農村地域の農林水産業者であること。持続可能な社会を実現しようとSDGsの達成のためにも家族農業の大切さ小農の権利の大切さが示されているのです。

それ故“それぞれの国や地域の人々がどのような作物や品種を栽培し、何を食べるかを自分たちで決める権利「食料主権」の実現が求められています。

残念ながら日本の現状をみるとこの世界の21世紀への流れと真逆の方向が取られています。

1952年以降、国・都道府県という公的制度で全国の米・麦・大豆の種子(原種・原原種)の品質と安定供給(価格も量も)を実現してきた制度を、奨励品種の中に民間企業(三井・住友・モンサントなど)のものが無いのは種子法で阻害しているからだと言って廃止してしまった。これからは新しい品種登録をした生産者(グローバル企業)の育成者権(知的財産権)を保護する「種苗法」と「農業競争力強化支援法」で種子事業を展開するとのこと。

先般、「日本の種子を守る会」の集まりがあり(2019年7/6)、いま日本全国各地で公的種子制度を守り発展させる為の条例が制定されているとの説明がありました。北海道・山形・新潟・富山・福井・岐阜・鳥取・兵庫・宮崎・長野・埼玉の11道県で制定済み。15の県で条例制定への動きが出ているとのこと。北海道・長野県では米・麦・大豆のほかに在来の固有種(そば、野沢菜などの種も)も対象種子としています。

ちなみに千葉県は現在「要綱」で行政事務を展開していますが其の要綱の中に農業競争力強化支援法の趣旨にのっとりの規定があり“種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する”姿勢が問題になります。市民団体が議会・行政に働きかけ千葉県でも公的種子制度で米・麦・大豆等の種子を守っていく

と同時に落花生など千葉県固有の在来品種も確保していく条例化が検討されています。

タネ はみんなの宝

タネは、空気や水と同じように、命を支える大切なもの。共有財産として守り、次世代へ手渡すことは、私たちみんなの責任です。

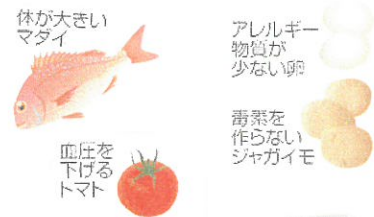


又、種子にかかわる農作物のことで“ゲノム編集”による農作物の問題が急上昇してきました。“クリスパーキャスナイン”といった遺伝子改変技術が見いだされ医療・農作物・動物へのゲノム編集が急速に進み、環境省、厚労相、消費者庁はこのゲノム編集に対して“遺伝子組み換え生物”と同じように規制するか否かを検討してきました。そして外来遺伝子の残らないものは規制しないという方向を決めました。その結果ゲノム編集で遺伝子改変された農作物は何の規制もなく造られ、食品表示もなく市場に出回る可能性が大きくなりました。ゲノム編集による米の遺伝子改変も、真鯛の改変も行われています。

DNAを切断するだけでは自然の突然変異と同じだと言って全く規制すらしようとしない。ゲノム編集では其の目標以外を切断してしまう「オフターゲット」もおこるし「モザイク」も起こしているのです。安全性が確立されていない物を一気に広めようとしています。

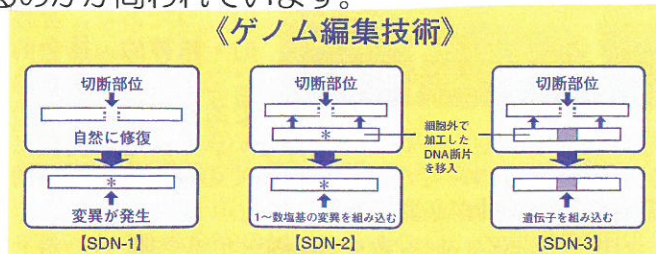
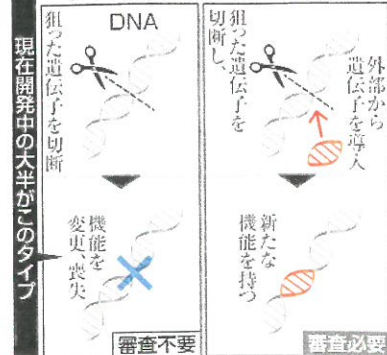
『生活クラブ』はゲノム編集の食品を取り扱わないと宣言しました。まさに食料主権を私たちが守りきれぬのか、命を守れるのか生き方・社会のあり様にかかわる問題です。

1%のグローバル企業の資本の論理の拡大化か、それとも99%の人々の生活・命の経済を確保するのかが問われています。



東京新聞

ゲノム編集食品に対する規制



“民主主義と自治そして平和主義” ふじしろ政夫 047-445-9144

*4月8日以降の活動報告ホームページに掲載しています。

「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。